

## 第 580 回富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 3 年 2 月 4 日（木）午後 1 時 30 分から午後 2 時 10 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（14 人）

1	稲村 耕一	2	澤邊 治之	3	鈴木 昇	4	山崎 正秀
5	佐久間 容	6	平野 弁一	7	大後 護	8	渡邊 和巳
9	茂木 比呂志	10	森田 泰彰	11	川口 寛市	12	鈴木 伸江
13	小柴 賢次郎	14	白井 和子				

4 欠席委員（0 人）


5 事務局職員（3 人）

局長 茂木 雅宏	係長 赤井 聖	書記 樋口 悠亮	

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画  
の決定について

議案第 4 号 農用地利用配分計画案について

第 581 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
	開会 午後 1 時 30 分
局長	<p>皆様こんにちは。</p> <p>委員の皆様には、ご多忙のところ第 581 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>&lt;議案資料の訂正による差し替えの説明とお詫び&gt;</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策&gt;</p>
局長	<p>それでは開会に先立ちまして、本日の出席状況でございますが、是全員出席となっておりますので、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p>
局長	<p>それでは早速会議を始めさせていただきます。</p> <p>会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>(議長挨拶)</p>
議長	<p>(開会)</p> <p>ただ今から、第 581 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。</p> <p>農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>1 番稲村耕一委員、2 番澤邊治之委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p>
議長	<p><b>【議案第 1 号】</b></p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第 1 号 1 番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を 2 番澤邊委員お願いします。</p>
澤邊委員	<p>議案第 1 号 1 番について申請地を 2 月 4 日に確認しましたので、説明いたします。</p>

	<p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。  浅間山運動公園より北西の方向約 1.6km に位置する農地です。  権利者は農業経営の拡大、義務者は離農を考えていたことから、売買による所有権移転の申請をすることとなりました。  営農計画としましては、ブルーベリーの栽培を行う予定です。  以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局 (樋口)	<p>それでは、事務局から補足説明させていただきますが、説明の前に、これまで農振農用地の指定の有無について、農振農用地区域内、区域外と説明しておりましたが、内と外が聞き取りづらいと思われるので、農振農用地に指定されている、又はいない農地として今後説明させていただきます。</p>
	<p>それでは、澤邊委員の説明に補足させていただきます。  今回の案件は、義務者は離農のために農地の売却を希望し、権利者は申請地を取得し、耕作、経営拡張することを目的とした申請です。  申請地は、農振農用地に指定されていない農地であり、面積は 796 m<sup>2</sup>、権利者の耕作面積は、5,289 m<sup>2</sup>であり、農業委員会が定める下限面積は農振農用地以外の農地を取得する場合 1,000 m<sup>2</sup>のため、基準を満たしております。  その他機械、技術、労働力に関しても問題はないと考えます。  以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p>
	<p>ご質疑ございますか。</p>
	<p>(なし声)</p>
	<p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第 1 号 1 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>(挙手全員)</p>
	<p>挙手全員であります。</p>
	<p>よって議案第 1 号 1 番は承認されました。</p>
議長	<p>つづきまして、議案第 1 号 2 番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を 7 番大後委員お願いします。</p>
大後委員	<p>議案第 1 号 2 番について申請地を 2 月 1 日に確認しましたので、説明いたします。</p>

	<p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。      青堀駅より南東の方向約 1.0km に位置する農地であります。      権利者は申請地が自宅に近く、義務者は離農を考えていたことから、売買による所有権移転の申請をすることとなりました。      また、権利者は申請地の隣接地を耕作しており、柵等で区切られていないため、地続きになっている状況です。      営農計画としましては、馬鈴薯、大根の栽培を行う予定です。      以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局 (樋口)	<p>ただいまの大後委員の説明に補足させていただきます。      今回の案件は、義務者は離農のために農地の売却を希望し、権利者は自宅の近くである申請地を取得し、耕作、経営拡張することを目的とした申請です。      申請地は、農用地区域内の農地であり、面積は 1,121 m<sup>2</sup>、権利者の耕作面積は、2,512 m<sup>2</sup>です。農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積は 5,000 m<sup>2</sup>の為、基準を満たしておりませんが、農地法施行令第 2 条第 3 項に「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得する」場合に例外として許可できるとしています。      申請地は接道していないため進入路が無く、隣接地は権利者が耕作する農地、その他の農業者が耕作する農地および雑種地と接しており、隣接地の耕作者はいずれも下限面積要件を満たしていません。申請地を利用するためには隣接地を通らなければ入ることができず、現況としては権利者の耕作する隣接地と一体的に利用されているように見えます。このため、例外規定に該当するものと考えます。      その他機械、技術、労働力に関しても問題はないと考えます。      以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。      ご質疑ございますか。      (なし声)      「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第 1 号 2 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。      (挙手全員)</p>

議長	<p>挙手全員であります。 よって議案第1号2番は承認されました。</p> <p>【議案第2号】 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案第2号1番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を2番澤邊委員お願いします。</p>
澤邊委員	<p>議案第2号1番について申請地を2月3日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。 佐貫町駅より南東の方向約2.5kmに位置する農地であります。 権利者は自然エネルギーを活用した事業に強く興味を抱き、太陽光発電施設として利用できる土地を探していたところ、陽当たりなどの条件の良い申請地を照会され、また、申請地は、義務者が現在闘病中のため、耕作ができず、継承できる者もないことから農地を縮小せざるを得なくなり、太陽光発電施設用地として転用することで合意し、申請することとなりました。 周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。 以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足させていただきます。 農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。 造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。 また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。 雨水については自然浸透としています。 資金については、工事費に対し借入金での支払となっており、添付書類から確認済みです。 太陽光発電施設用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。 以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。 ご質疑ございますか。 (なし声) 「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入</p>

議長	<p>ります。</p> <p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員であります。 よって議案第2号1番は承認されました。</p>
議長	<p>つづきまして、議案第2号2番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を10番森田委員お願いします。</p>
森田委員	<p>議案第2号2番について申請地を2月1日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。 富津小学校より南東の方向約400mに位置する農地であります。 権利者は現在、飲食店を経営していますが、現在の屋外ガーデン席だけではコロナ禍におけるソーシャルディスタンスを確保できなくなり、また、安定した収入を確保するため屋外ガーデン席を増設する必要が生じたため、申請するものです。</p> <p>また、屋外ガーデン席設置と併せて、手洗いスペース、仮設トイレスペースを設ける計画となっております。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。 以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。 造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水は市営水道から引き込み、汚水は汲取り、雑排水は手洗い水のみであることから、宅内に貯留浸透槽を設け、濾過してから浸透とします。雨水については自然浸透としています。</p> <p>飲食・手洗い・トイレスペースとして利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。 以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。 ご質疑ございますか。 (なし声) 「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入</p>

	<p>ります。</p> <p>議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員であります。 よって議案第2号2番は承認されました。</p>
議長	<p>つづきまして、議案第2号3番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を12番鈴木伸江委員お願いします。</p>
鈴木伸江委員	<p>議案第2号3番について申請地を1月31日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。 吉野小学校より北の方向約1.5kmに位置する農地であります。 申請地は生活環境、日照量等の都合がよく、また、権利者夫婦は現在東京に在住しているものの、都会での生活に飽き飽きしており、田舎暮らしに憧れていたこと、権利者の仕事の関係上、通勤の利便性が格段に向上すること、権利者の配偶者の趣味である釣りに行きやすい位置であること、県内在住の子どもに会いに行きやすいといった都合もあり、所有権移転を伴う農地転用申請をすることとなりました。 周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。 以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの鈴木委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されます。</p> <p>第1種農地は原則として転用許可をすることができませんが、農地法第5条第1項、農地法施行令第11条および農地法施行規則第33条に例外が定められており、申請地は隣接地2筆が住宅となっているため、農地法施行規則第33条第4号「住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水は市営水道から引き込み、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理し、市道側溝に排水します。雨水については宅内最終枮から市道側溝に接続し排水します。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金および借入金での支払となっております。添付書類から確認済みです。</p>

議長	<p>住宅用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。 以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。 ご質疑ございますか。 (なし声) 「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員であります。 よって議案第2号3番は承認されました。</p>
議長	<p><b>【議案第3号】</b> 次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に、農用地利用集積計画については、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めることとなっていることから、審議をするものであります。 事務局より説明をお願いします</p>
事務局(樋口)	<p>議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 3ページをご覧ください。 今回の権利設定は、農地中間管理事業を活用した農地利用集積で、千葉県農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会です。 利用権の設定を受ける土地は、85筆です。 貸し手および対象農地につきましては、対象数が多いため、口頭での説明は省略させていただきます。議案第3号別紙にまとめておりますので、そちらをご参照ください。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。 ご質疑ございますか。 (なし声) 「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>



	<p>次に、29 ページをご覧ください。  [ ]への配分計画です。  権利を設定する土地は、台原の2筆 4,217 m<sup>2</sup>で、権利の種類は賃借です。</p> <p>次に、33 ページをご覧ください。  [ ]への配分計画です。  権利を設定する土地は、寺尾の1筆 2,017 m<sup>2</sup>で、権利の種類は賃借です。</p> <p>次に、37 ページをご覧ください。  [ ]への配分計画です。  権利を設定する土地は、桜井の5筆 9,950 m<sup>2</sup>で、権利の種類は賃借です。</p> <p>次に、44 ページをご覧ください。  [ ]への配分計画です。  権利を設定する土地は、長崎の7筆 13,437 m<sup>2</sup>で、権利の種類は賃借です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。  ご質疑ございますか。  (なし声)  「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第4号について、原案に同意する委員の挙手を求めます。  (挙手全員)  挙手全員であります。  よって本件は原案に対し同意といたします。</p> <p>(鈴木昇委員、小柴委員 着席)</p> <p>【専決処分報告について】</p>
議長	<p>次に「専決処分報告について」、事務局長よりお願いします。</p>
事務局長	<p>市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。</p> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による届け出でございますが、  1番、2番につきましては、専用住宅用地として所有権を移転するもので面積は、それぞれ222 m<sup>2</sup>、222 m<sup>2</sup>です。  3番につきましては、宅地延長用地として所有権を移転するもので</p>

	<p>面積は、396 m<sup>2</sup>です。</p> <p>本届出につきまして、添付書類も含め完備しておりましたので事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p>
議長	<p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。</p>
議長	<p>事務局何かありますか。</p>
事務局	<p>—令和2年度農業委員会委員活動実績報告及び令和3年度活動計画について—</p> <p>活動実績及び活動計画について、後日、事務局で日程調整し、地区ごとに農業委員と推進委員と事務局と一緒に確認しながら作成する。</p> <p>—議案資料の印刷方法について—</p> <p>郵送料及び紙資源節約のため、両面印刷で作成する。</p>
議長	<p>皆様には、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして第581回の定例農業委員会を終了します。</p>
議長	<p>なお、次回農業委員会総会は3月5日金曜日</p> <p>場所は401会議室で午後1時30分から開催いたします。</p> <p>閉会 午後2時8分</p>